



令和 8 年 5 月
千 代 田 区

令和 8 年度

千代田区文化財調査指導員 (会計年度任用職員)採用選考案内

会計年度任用職員とは、一会計年度（4月1日から3月31日まで）を超えない範囲内で任用される一般職の非常勤職員です。

会計年度任用職員として任用されると、地方公務員法に規定される服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等）が適用されます。

1 選考対象者及び募集内容

職 名	文化財調査指導員
職務内容	(1)文化財保護審議会に関すること。 (2)文化財保護調査員に関すること。 (3)収蔵資料及び区内に所在する文化財の取扱いに関すること。 (4)文化財保護法（昭和25年法律第214号）、東京都文化財保護条例（昭和51年東京都条例第25号）又は千代田区文化財保護条例（昭和58年千代田区条例第26号）の規定により、指定、登録、認定及び選定された文化財（歴史、民俗、美術、考古、史跡名勝天然記念物、文学その他の文化財の分野に関するものをいう。）の調査、研究、保存及び管理に関すること。 (5)文化財保護法及び東京都文化財保護条例の規定に基づく埋蔵文化財の調査、管理及び活用並びに史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関すること。 (6)千代田区教育委員会の文化財関係施設の管理に関すること。 (7)前各号に定めるもののほか、日比谷図書文化館文化財事務室の運営に関すること。
必要な資格等	次の各号に掲げるいずれかの要件を満たす者 (1)博物館法（昭和26年法律第285号）第5条に規定する学芸員の資格を有する者 (2)大学その他の教育機関において歴史、民俗、美術、埋蔵文化財、史跡名勝天然記念物、文学その他の文化財の分野について専攻し、大学院の当該分野に係る博士課程又は修士課程を修了している者 (3)職務内容に掲げる職務を遂行するために必要な知識及び能力を有すると認められ、文化財保護に係る資料の収集保存、調査研究又は普及啓発に関する実務経験を3年以上有する者

任用期間	令和8年7月1日～令和9年3月31日 ただし、令和9年度以降に同一の職務内容の職が設置された場合は、公募の選考により、再度任用する場合があります。
条件付採用期間	原則1か月 (※1) 1か月の実勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまでは条件付採用期間が引き続きます。 (※2) 任用の都度、条件付採用期間があります。
採用予定数	1名

注意事項

- ※ 日本国籍を有する方のみ受験できます。
- ※ 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。
- ※ 任期が重複する千代田区会計年度任用職員の職の選考に既に申し込んでいる方又は申し込む予定のある方は受験できません。

2 勤務条件

給 与	【報酬額】 報酬月額 254,719円（月16日勤務）＜令和8年4月1日現在＞ ・この報酬額には、常勤職員に支給される地域手当相当分を含んでいます。 ・採用前に給与改定等があった場合には、その定めるところによります。また、任期途中で給与改定等があった場合には、条例の定めにより、増額又は減額される場合があります。 【期末・勤勉手当】 年間の合計支給月数 計4.90月＜令和8年4月1日現在＞ 法令等の基準を満たす場合は、6月及び12月に期末・勤勉手当の支給があります。ただし、支給期、支給月数等は条例の定めにより、変更される場合があります。 【費用弁償】 このほか条例等の定めるところにより、費用弁償（通勤手当相当、上限55,000円/月）が支給されます。
勤務場所	千代田区地域振興部文化振興課文化財係（千代田区日比谷公園1-4 千代田区立日比谷図書文化館4階文化財事務室） ※組織改正等により変更がある場合があります。 ※就業場所は、原則敷地内禁煙です。
勤務時間	勤務日数：月16日勤務 勤務時間：7時30分～22時までの間（原則、9時30分～18時15分）の間において1日あたり7時間45分（休憩時間60分を除く。）
休暇等	年次有給休暇は、7月からの採用（初年度）の場合、1年間に5日付与されます。それ以外の場合は、任期と任用年数に応じた日数の年次有給休暇が付与されます。このほか、夏季休暇、慶弔休暇等があります。

週休日・休日	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、年末年始等 ただし、事業日程等によっては勤務日となる場合があります。
保 険	東京都共済組合（健康保険）、厚生年金保険、雇用保険、労災保険加入

3 申込み手続き

（１）申込方法

所定の申込書に必要事項を記入の上、必要書類（履歴書等）と併せて、下記のとおり郵送又は直接、千代田区立日比谷図書文化館（４階文化財事務室）に提出してください。

（２）申込期間

方法	申込期限	注意事項
郵送	令和８年６月３日（火）（必着）	A４判が入る大きさ（角形２号）の封筒に入れ、表に赤字で「文化財調査指導員採用選考申込」と明記し、簡易書留で送ってください。 簡易書留によらない郵送での事故については、責任を負いません。
窓口	令和８年６月３日（火）１８時	受付時間は、１０時～１８時です。 ※土・日曜日、祝日は受け付けていません。

（３）必要書類

①履歴書（所定様式あり）

②業績目録（所定様式１～３）

③応募要件を満たすことが確認できる書類

上記「１ 選考対象者及び募集内容」の「必要な資格等」の欄に記載された（１）～（３）の項目ごとに以下の書類

項番（１）：学芸員資格を証明する書類（資格証明書、単位修得証明書等）の写し

項番（２）：大学院の修了証明書の写し

項番（３）：実務経験において携わった調査報告書等の、表紙及び応募者の氏名が記載されたページの写し

④小論文（所定様式あり）

テーマ「あなたが千代田区の会計年度任用職員に応募した動機と、任用された場合にどのように働いていくのか、その心構えや決意を記載してください。」（８００字程度）

（４）郵送先、提出先及び問合せ先

〒１００-００１２ 東京都千代田区日比谷公園 １－４

千代田区立日比谷図書文化館 ４階 文化財事務室

電話 ０３－３５０２－３３４８（直通）

※応募書類は、選考結果を問わず返却しません。

4 選考の方法及び選考日

選考方法	書類審査（履歴書、業績目録、小論文）、面接
面接日	令和8年6月5日（金） 午前（予定） ※詳細な時間は、Eメール（bunkashinkou@city.chiyoda.lg.jp）にてお知らせします。
面接会場	千代田区立日比谷図書文化館（千代田区日比谷公園1－4） 4階セミナールーム
合格発表	令和8年6月中旬（予定）までに、合否にかかわらず受験者全員に郵送でお知らせします。

5 個人情報の取扱いについて

本採用選考の実施に当たり、申込書等により収集した個人情報については、本採用選考業務にのみ使用します。

（参考）地方公務員法第16条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日〔昭和二二年五月三日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。